

制定 平成18年12月25日
最近改正 令和7年9月25日

大阪市福祉有償運送運営協議会会長

道路運送法第79条の2の規定による福祉有償運送の登録に係る 協議基準

道路運送法及び道路運送法施行規則等における福祉有償運送に係る諸規定に照らし、大阪市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）においては、登録に係る協議の基準について、次のとおり取り扱うこととする。

第1条（運送主体）

運送の主体は、道路運送法施行規則第48条で規定する次に掲げる非営利法人等で、定款等に当該運送を行う旨の記載があること。

- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合
- ・ 権利能力なき社団

第2条（運送の区域）

運送の発地又は着地のいずれかが大阪市内とするものであること。

第3条（収受する対価）

運送の対価の水準としては、当該地域におけるタクシー運賃の約8割の範囲内であり、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

《運送の対価》

- ・ 距離制又は時間制を基本とし、必要があれば両者の併用や定額制によるものを設定することも可能とする。
- ・ 距離制及び時間制とも、旅客が乗車した地点から降車した地点まで適用するものとする。

《運送の対価以外の対価》

- ・ 迎車回送料金については、個別の案件ごとに協議会において協議するものとする。その場合は、事前に利用者へ設定の必要性、金額等を説明し、設定の同意を得るようにすること。
- ・ 迎車回送料金以外の運送の対価以外の対価は、原則認めないこととする。
- ・ 時間運賃制に実質含まれることがある待機料金は、運送の対価とする。

第4条（旅客の範囲）

他人の介助（付添い、見守り等）によらずに移動することが困難であり、単独では公共交通機関を利用することが困難な次に掲げる者であって、申請者の団体においてあらかじめ会員登録を受けた者であると認められること。

- ・ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者
- ・ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ・ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ・ 介護保険法施行規則第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ・ 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、自閉症、学習障害）を有する者で、身体状況等について運送の対象とすることが協議会において適当であると認められる者

- 2 旅客の範囲の区分については、申請書類の提出日時点において該当者がいる（将来的に当該区分に該当する旅客が見込まれる場合も含む）こと。

第5条（使用車両）

法人等が所有している乗車定員11人未満の次に掲げる自家用自動車であること。ただし、契約等により使用権原及び運送に伴う責任が法人等にあることを定めている場合には、ボランティア個人の持ち込み車両でも良いこととする。

- ・ 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ・ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ・ セダン等（貨物輸送の用に供する自動車を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、セダン等の使用にあたっては、原則として車いす対応車両を備えている法人等が、現に車いす対応車両を必要としない、次のいずれかに該当する会員を有し、かつ、真にセダン等による移送を必要としている場合において、個別の案件ごとに協議会において協議を経ることを必要とする。軽微な事項の変更の届出により、使用車両を追加する場合も同様とする。ただし、セダン等のみを備える法人等から運送の申し出があった場合についても、協議会において個別に協議しその必要性等を認めるときは、本文の規定にかかわらずセダン等の使用を認めることがある。

- ・ 乗降に介助を必要とする者
- ・ 意思の伝達・理解が不十分である者
- ・ 不安発作等の突発時の対応が必要であり介助・見守りを必要とする者

第6条（運転者等）

次に掲げるいずれかの要件を備えるものであること。

- ・ 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が行う事業用自動車の運転者であった者
- ・ 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者であって、一般乗用旅客自動車運送事業者が行う事業用自動車の運転者の経験がない者であり、自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診している者

- ・第一種運転免許を有しており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診している者であり、国土交通大臣が認定する講習を修了している者、または準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えている者
- 2 登録申請時点において、第一種運転免許を取得してから2年を経過していない者については、福祉有償運送の運転者として認められない。
- 3 セダン等を使用する場合には、第1項及び前項の要件に加え、運転者又は同乗者が次のいずれかの要件を備えていなければならない。
 - ・介護福祉士の登録を受けていること
 - ・介護保険法に基づくヘルパー研修又は障害者総合支援法に基づく障害ヘルパー研修の修了証明書の交付を受けていること
 - ・国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了していること
 - ・社団法人全国乗用自動車連合会等が行う「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること
- 4 新規申請、更新申請時においては、申請書類提出日から直近3か月以内に発行された運転記録証明書（3年）を全ての運転者分提出すること。また、運転者の追加に係る変更申請時においては、申請書類提出日から直近3か月以内に発行された運転記録証明書（3年）を追加する運転者分提出すること。

第7条（損害賠償措置）

運送に使用する全ての車両について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

- 2 保険会社において、当該車両を福祉有償運送に使用すること及び福祉有償運送中の事故に対して対人8,000万円以上、対物200万円以上の補償を旅客が受けられることが確認できていること。
- 3 乗降介助時等の移動していない場合における事故についても、補償を受けることができる保険等に参加しておくことが望ましい。

第8条（運行管理）

道路運送法施行規則第51条の17に規定する業務を行う運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制が整備されていること。

- 2 運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、次に掲げる者のうちから選任すること。
 - ・運行管理者資格を有する者
 - ・運行管理者試験の受験資格を有する者
 - ・安全運転管理者の要件を満たす者
 - ・自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者であって運行管理に関する一般講習を修了した者

第9条（整備管理）

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていること。

- 2 整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。
 - ・自動車整備資格を有する者
 - ・整備管理者選任前研修を受けた者

第10条（事故、苦情対応等）

事故が発生した場合の対応にかかる責任者を選任するとともに、関係先（警察、消防、市町村等）との必要な連絡体制が整備されていること。

2 苦情等に対して、適切に対応できる体制が整備されていること。

第11条（その他）

上記に定めるもののほか、協議会の協議において必要と認める事項について定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成18年10月1日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成21年11月13日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成24年6月1日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成24年10月25日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成27年3月30日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成28年3月11日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成30年6月29日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、令和3年9月17日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、令和5年3月22日以降に提出があった申請書から適用するものとする。

附 則

この基準は、令和6年3月26日以降の協議会での協議から適用するものとする。

附 則

この基準は、令和7年9月25日以降の協議会での協議から適用するものとする。